

平成30年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除（以下「暴排」という。）気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、平成30年度は、

- 暴力団追放のための広報啓蒙活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の8項目を柱として、事業活動等を積極的に進めた。

その結果は、次のとおりである。

1 暴力団追放のための広報啓蒙活動

(1) 暴力団排除気運の醸成活動

ア 広報啓蒙資料の作成配布

(ア) ポスター	17,200枚
(イ) 県民会議手帳	4,000冊
(ウ) 県民会議だより「ぼうつい」第77号	28,000部
「ぼうつい」第78号	28,000部
(エ) 小冊子	
「不当要求防止責任者教本」	2,300部
「ひとりひとりの心に広げる」	15,000部
「暴力団情勢と対策」	5,000部
「企業・行政対象暴力の現状と対策」	1,000部
(オ) パンフレット	
「千葉県暴力団排除条例」	5,000部
「購読拒否対応要領」	2,000部
(カ) チラシ	
「暴力団追放～地域の絆」	5,000部
「不当要求対応要領12項目」	10,000部

- (キ) 広報啓発活動用グッズ 3種類 計 9,000個
(綿棒・傷テープ・眼鏡拭き)
- (ク) 各種ステッカー 5種類 計 18,000枚
(三ない運動・暴力団絶縁宣言の店など)
- (ケ) 平成30年度賛助会員用チラシ 500部

イ 広域な広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文掲載を依頼するなど広域にわたる広報活動を実施した。

また、県警音楽隊定期演奏会、大相撲巡業千葉場所など官民主催の各種イベント会場に出向き広報啓発チラシ・グッズを配付した他、県警施策の飲食店暴排ローラー活動に際する資料提供など幅広い広報活動を展開した。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進活動

相談活動、広報活動、研修・講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、9企業が入会した。

(3) 暴力団追放標語の募集

全国暴力追放運動推進センター・県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織設立等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として開催される、各暴力団排除協議会に専務理事及び事務局スタッフが出席し、広報啓発資料・グッズ提供などの支援を実施した。

イ 部会、講演会の開催

企業暴力追放対策部会、ゴルフ場暴力団追放対策部会等の各部会及び分科会、賛助会員企業・団体等における研修会において暴排講演を実施した。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

県、市町村及び企業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演、講習の支援を実施した。

エ 暴排宣言式への支援

千葉県商店会連合会が、千葉県主導の下に推進している暴排活動とし

て、平成31年1月22日に執り行われた茂原市商店連合会暴力団排除宣言式に理事長、専務理事が出席し、広報啓発資料・グッズ提供などの支援を実施した。

オ 資料、啓発グッズの配付

暴排協議会総会、暴排宣言式、各部会、講習・研修会、官民主催のイベント開催に際してスタッフを派遣して各種資料・啓発グッズの配付を実施した。

(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習を合計39回実施した。

12業種の受講者数は、定期講習792人、選任時講習1,182人及び聴講者41人の合計2,015人であった。

(3) 不当要求情報管理機関援助

新たな不当要求情報管理機関の設置はかったが、各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、更なる県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の意識付けを図った。

3 暴力団に関する相談活動

(1) 暴力団による不法な行為に関する相談活動

平成30年中の相談受理件数は、1,010件（前年比93件減少）であった。

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士を紹介、相談委員による助言を行うなど、的確に対応した。

（相談受理・処理状況、主な事例については、別紙のとおり）

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員7名（弁護士2名、保護司2名、少年指導委員2名及び警察退職者1名）の計12名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

（平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」）

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実

現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

平成30年中には、継続事案1件に対応したほか、新たな損害賠償請求事案について受理し、協定締結後の累計事案受理件数は63件となり、うち61件が処理済である。

エ 移動暴力相談所の開設

県民会議事務局において行う面接相談及び電話相談に加え、県の出先機関である8地域振興事務所に「移動暴力相談所」を開設し、相談者の利便性に配慮した相談を行った。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修

平成30年4月6日、暴力団対策法に規定する相談委員の委嘱式を行い非常勤の7名に対し委嘱状を交付するとともに、千葉県警察本部少年課長、捜査第四課長ほか県警幹部から少年非行及び暴力団等に関する情勢説明を受け、出席者相互に情報交換を行うなどの研修会を実施した。

4 少年に対する暴力団の影響排除活動

(1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断するため、各部会、県、市町村における研修会、事業所の不当要求防止責任者に対する講習等において、少年に係わる暴力団の実態を説明し、排除気運の高揚を図った。

(2) 少年指導委員による活動の支援

約600人の少年指導委員を対象に県警本部捜査第四課、少年課、交通総務課から講師を招き、県内12会場において講義及び研修を実施した。

5 暴力団員の社会復帰対策活動

(1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹

介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成し、県民会議が会長となる) 総会を平成30年7月18日に開催し、離脱者の就業を助ける協力を求めるため連携強化を図った。

(3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板設置や、県民会議で作成した受け入れ企業募集チラシの各ハローワークへの頒布、講習会での広報を実施した結果、協力事業所22社を確保した。

また、2名の元暴力団員の就労支援を行い、本年3月までに雇用後3ヶ月を経過し、引き続き雇用継続意思がある者の受入れ企業1社に対して雇用給付金規程に基づいて雇用給付金5万円を交付した。

6 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進

(1) 周知活動の推進

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律に基づき、国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センター制度を広く県民、事業者等に知らせるため、広報資料の作成・配布、講習・研修会における説明等、あらゆる機会を利用して周知活動を展開した。

(2) 適正な受託手続きと受託後の対応

現在まで適用事例はないものの、千葉県民事介入暴力対策協議会や関係機関との連携により、有事の際の権限行使、情報管理及び適正な受託手続きや事務処理を期するため研修を行っているほか、専門的な知識を有する弁護士を専門委員に委嘱するなどした。

7 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動

(1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

(2) 被害者の救済活動

平成30年度の見舞金支給については、暴力団員による傷害事件6件、器物損壊事件1件の計7名の被害者に対して合計15万円を支給した。

民事訴訟費用の無利子貸付事例にあつては、今年度の事例はなかった。

なお、千葉県暴力団追放県民会議貸付規程の一部を改正し、借受者の資格について追加規程を設け、より柔軟に適用できることとした。

8 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団に対する情報収集

新聞、週刊誌等の公刊資料から暴力団等関係資料 21 件（累計 11, 263 件、内訳暴力団関係 9, 154 件・エセ右翼関係 1, 428 件・エセ同和関係 681 件）をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

相談活動、講習、研修会、支援活動などあらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上又は被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。

平成30年中の暴力団に関する相談活動状況

1 内容別件数等

(1) 相談受理態様分類

受 理 態 様	件 数 (件)	比 率 (%)
電 話 相 談	844	83.6
面 接 相 談	78	7.7
文 書 相 談	86	8.5
その他 (メール)	2	0.2
合 計	1,010	100.0

(2) 相談処理状況

処 理 内 容	合 計	比 率 (%)
事 務 局 で 処 理	999	98.9
警 察 へ 引 き 継 ぐ	11	1.1
弁 護 士 会 へ 引 き 継 ぐ	0	0.0
そ の 他 の 機 関	0	0.0
合 計	1,010	100.0

(3) 相談内容別分類

類 型 別	件 数	比 率 (%)
(1) 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	0	0.0
(2) 不当贈与要求行為	0	0.0
(3) 不当下請等要求行為	0	0.0
(4) みかじめ料要求行為	0	0.0
(5) 用心棒料等要求行為	0	0.0
(6) 高利債権取立行為	0	0.0
(7) 不当債権取立行為	0	0.0
(8) 不当債務免除要求行為	0	0.0
(9) 不当貸付等要求行為	0	0.0
(10) 不当金融商品取引要求行為	0	0.0
(11) 不当自己株式買取等要求行為	0	0.0
(12) 不当預貯金受入要求行為	0	0.0
(13) 不当地上げ行為	0	0.0
(14) 競売等妨害行為	0	0.0

(15) 不当宅地等取引要求行為	0	0.0
(16) 不当宅地賃借要求行為	0	0.0
(17) 不当建設工事要求行為	0	0.0
(18) 不当施設利用要求行為	0	0.0
(19) 不当示談介入行為	0	0.0
(20) 因縁をつけての金品要求行為	2	0.2
(21) 不当許認可等要求行為	0	0.0
(22) 不当許認可等排除要求行為	0	0.0
(23) 不当入札参加要求行為	0	0.0
(24) 不当入札排除要求行為	0	0.0
(25) 談合入札要求行為	0	0.0
(26) 不当公契約排除要求行為	0	0.0
(27) 不当公契約下請等排除あつせん要求行為	0	0.0
(28) 縄張に係る禁止行為に関する相談	0	0.0
(29) 準暴力的要求行為等に関する相談	0	0.0
(30) 離脱・勧誘・加入強要に関する相談	5	0.5
(31) 暴力団事務所等に関する相談	0	0.0
(32) 民事訴訟に関する相談	1	0.1
(33) 前各号に該当しない不当行為（刑法等）	13	1.3
(34) 暴力団対策法に関する相談	22	2.2
(35) その他の暴力関係相談	967	95.7
合 計	1,010	100.0

2 主な相談事例

事例1 元暴力団員から就労支援の相談

元暴力団員である相談者は、現在、高齢の母親と病気の弟との3人暮らしであるが、暴力団離脱後、職を転々として長続きせず、母親の年金等で食いつないでいる状態であり、母親のためにも働きたいが、県民会議の就労支援を受けることはできないかとの相談。

【対応】

千葉県警察に支援要請を行い、千葉県警察社会復帰アドバイザー、担当捜査官及び県民会議担当職員により元暴力団組員と面接し、就労意欲を確認したことから、公共職業安定所及び社会復帰対策協議会会員である受入事業所と連携し、同事業所に運転手として就労させることができた。

事例2 図書購読要求の対応要領の相談

相談者は、建設会社の代表者であるが、政治結社を名乗る男性から、北

方領土に関する図書の購入を要求されたが、「要りません」と断り、一方的に電話を切ったものであるが、相手が右翼関係者であることに不安を覚え、再度、連絡があった場合の対応要領について相談。

【対応】

電話での講読要求依頼に対し、購入意思のないことを明確に告げて断っていますので契約は不成立です。今後、連絡等があっても同様に対応し、万一、送り付けられた場合は、「受取拒否」のメモを貼り、郵便局を通じて返送するよう助言した。

事例3 アパートから右翼関係の入居者を退去させたいとの相談

アパート管理会社から、アパートに契約者の実弟で右翼関係者が入居しており、他の入居者が恫喝されるなど、入居者からの苦情が相次いでいる。

この方の入居は契約違反であるが、契約者の実弟であるので穏便に退去させたいがどの様にしたらよいかとの相談。

【対応】

警察への相談を助言し、相談者の承諾を得て警察へ通報した。その後、相談者は警察に相談した上、自らの意志で契約者に退去の要請を申し出たところ、契約者は、これを素直に受け入れ、速やかに退去したことから解決した。

事例4 「債権不履行のお知らせ」と記載されたハガキについての相談

複数の相談者から、法務省管轄支局国民訴訟お客様管理センターから「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と書かれたハガキが郵送されてきたが、「連絡がない場合は、預金や有価証券、動産や不動産の差し押さえを強制的に行う」などと書かれており、どのように対応したらよいかとの相談。

【対応】

記載内容が典型的な架空請求詐欺の手口と認められることを相談者に説明し、連絡をとることのないよう助言した。

事例5 交通事故の対応に関する相談

相談者は、信号待ちの軽乗用自動車に追突させる交通事故を起こした当事者であるが、軽微な追突事故であり、両腕に刺青のある相手方の男性から、「物損事故でいいよ」と穏やかな口調で言われたことから、物損事故として警察に届出したところ、後日、相手方から「痛みが出てきた。」と連絡を受けたが、暴力団関係者のようであり心配である。今後どのように対応したらよいか。

【対応】

物損事故として届出した警察署に人身事故として届出するとともに自動車保険会社へ連絡すること。また、相手方からの不当要求があれば、警察に相談することを助言したところ、その後、不当要求等もなく解決した。